

加古川グリーンシティ防災会運営細則

管理規約第 18 条の定めに基づき、加古川グリーンシティ防災会（以下「防災会」という。）の運営に必要な事項について、防災会運営細則を次のとおり定める。

第 1 章 総 則

第 1 条（名称及び事務所）

この会を加古川グリーンシティ防災会と称し、事務所を団地管理組合法人管理事務所に置く。

第 2 条（構成）

防災会は、加古川グリーンシティに居住する者をもって組織する。

第 3 条（目的）

防災会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、火災、風水害等（以下「災害」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

第 2 章 事 業

第 4 条（事業）

防災会は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害の予防に関すること。
- (3) 災害の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等の応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

第 3 章 役員及び役職

第 5 条（役員）

防災会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 幹 事 若干名（団地管理組合法人理事長、自治会長を含む。）

2. 役員は、会員の中から選出する。

3. 役員の任期は、1 年とする。ただし、再任することができる。

第 6 条（役員の職務）

会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害の発生等における応急活動の指揮命令を行う。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3. 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

第 7 条 (幹事会)

幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

2. 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 団地管理組合法人団地総会に提出すべきこと。
- (2) 理事会により委任されたこと。
- (3) その他幹事が特に必要と認めたこと。

第 8 条 (防災計画)

本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 災害の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 災害の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、及び避難誘導に関すること。
- (5) その他必要な事項。

第 4 章 運 営 費

第 9 条 (運 営 費)

防災会の運営費は、管理規約第 24 条第 1 項に定める管理費等、その他の収入をもってこれにあてる。

第 5 章 改 廃

第 10 条 (改 廃)

この細則の改廃は、理事会の決議を経たのち、団地管理組合法人の団地総会の決議を得るものとする。この場合において団地管理組合法人の団地総会の決議は、組合員総数の 2 分の 1 以上、議決権総数の 2 分の 1 以上の賛成を要する。